

業 務 企 画 提 案 説 明 書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 4 業務企画提案書の提出者に要求される資格
- 5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準
- 6 非選定理由に関する事項
- 7 業務企画提案書に関する事項
- 8 業務企画提案書の特定
- 9 非特定理由に関する事項
- 10 その他の留意事項

1 業務の概要

(1) 業 務 名

政策アドバイザー業務

(2) 業務目的

岡山県の課題解決のための政策形成に向け、専門知識・技能を基に、各種データの分析や職員を対象としたワークショップの開催、職員や教育関係者等へのヒアリング等を通して岡山県の行政課題を抽出し、課題解決のための打ち手を立案支援し具体的な取組へ反映させるとともに、施策・事業の推進に対する必要な助言等を行うことにより政策における目標達成に資する。

2 企画提案を求める具体的内容

別紙「政策アドバイザー業務仕様書」に基づくものとする。

3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項

(1) 受付期間

令和7年3月11日（火）から令和7年3月25日（火）の午後5時まで

(2) 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総合政策局政策推進課 推進班

TEL（086）226－7866 FAX（086）224－2143

(3) 受付方法

質問は、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出すること。送信後には、上記（2）まで、電話にて着信を確認すること。電話または口頭による質疑には応じない。

送信先アドレス：seisaku@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「政策アドバイザー業務／質問書」とすること。

(4) 回答方法

質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ業務企画提案書の提出期限の日の前日の午後5時までに電子メールで回答する。

4 業務企画提案書の提出者に要求される資格

令和7年3月11日付け、「政策アドバイザー業務委託」の参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示（以下「公示」という。）5の応募要件を満たす団体であること。

参加表明書を提出した者について、公示5の応募要件について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月25日（火）までに「参加資格不適合通知書」（様式第3号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

公示6（3）アの提出期間内に提出のあった参加意思確認書（別紙様式第1号）を審査し、公示5の応募要件を満たしている者を業務企画提案書の提出者として選定する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、業務企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面により非選定理由についての説明を求められることができる。

(3) (2)の回答は、非選定理由の説明請求を受理した日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。

ア 受付場所 3（2）に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 ファックスによる

エ 回答方法 ファックスによる

7 業務企画提案書に関する事項

(1) 業務企画提案書の種類及び提出部数

ア 業務企画提案書 5部

イ 見積書 1部

(2) 業務企画提案書の形式及び内容

別紙様式第2号のとおり

(3) 問い合わせ先

3（2）に同じ

(4) 提出期間

令和7年3月24日(月)から令和7年3月28日(金)の午後5時まで

(5) 提出場所

3(2)に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送による(提出期間内に必着のこと)

8 業務企画提案書の特定

7(4)の提出期間内に提出のあった業務企画提案書について、別途設置する審査委員会において、別紙「政策アドバイザー業務委託に係る企画提案書審査基準」に従い、評価点の合計が最高点の業務企画提案書を提出した者を政策アドバイザー業務の委託先候補として特定し、審査結果通知書(選定)(様式第6号)により通知する。

特定された業務企画提案書の提出者(以下「特定者」という。)は、政策アドバイザー業務を行う事業予定者となるものとする。

9 非特定理由に関する事項

(1) 提出した業務企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を審査結果通知書(非選定)(様式第7号)により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により業務企画提案書が特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、非特定理由の説明請求を受理した日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。

ア 受付場所 3(2)に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 ファックスによる

エ 回答方法 ファックスによる

10 その他の留意事項

公示9に同じ

以 上